〇〇馬術部 規約(雛形)

(名称及び構成)

1. 本団体は、〇〇馬術部と称し、〇〇会社およびその子会社の現役正規雇用社員をもって構成する。

(目 的)

1. 本団体は、社員の体力及び乗馬技術の向上を図るとともに、部員相互の親睦を深め、馬事の普及とスポーツ馬術を通じた社会への貢献を目的とする。

(所在地)

1. 本団体の本部は〇〇に置く。

(活 動)

1. 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。
   1. 定期練習の実施
   2. 馬術競技会への参加
   3. 親睦会の実施
   4. 日本社会人団体馬術連盟への加盟及び同連盟の各種競技・講習会等への参加
   5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(役 員)

1. 本団体に次の役員を置く。
   1. 部　長 1 名
   2. 主　将 1 名
   3. 会　計 1 名
      1. 前項の他、若干名の副部長、副将を置くことができる。
      2. 役員は総会において、部員の中から選出する。
      3. 役員の任期は2年とし、再任はさまたげない。なお、補欠により選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。
      4. 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の任務)

1. 役員の任務は次のとおりとする。
   1. 部長は本団体を代表し、会務を総括する。
   2. 主将は部長を補佐し、会務運営の総括及び部長に事故あるときは、その職務を代行する
   3. 会計は本団体の会計事務を処理する。

(会 議)

1. 本団体の会議は総会及び役員会とし、部長が議長となる。
2. 総会は年1回、役員会は必要に応じ、会長が招集する。
3. 総会及び役員会は、構成員の三分の一以上の出席を必要とし、その議決は出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(経 費)

1. 本団体の経費は、会費及び寄付金等による。
2. 会費は、年額15,000円とする。
3. 入会するものは、入会金10,000円を納入しなければならない。

(会計年度)

1. 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(退 会)

1. 本団体の規律を著しく乱すもの、並びに会費を3ヶ月以上納入しない者は、役員会に諮り退会とする。

(その他)

1. この規約に定めるもののほか、本団体の運営に必要な事項は、役員会に諮り部長が定める。

附 則

この規約は令和○年○月○日から施行する。